

守山市建設工事に係る最低制限価格について

令和5年3月1日改正

守山市の建設工事においては「ダンピング防止、工事の品質確保および下請人の保護」を目的として、最低制限価格制度を導入し、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内で最低制限価格を決定しておりますが、最低制限価格の決定については次のとおり見直しを行います。

1 最低制限基本価格の算定

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（千円未満切捨て）の合計とする。

- ① 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築工事、電気設備工事および機械設備工事等にあつては、次に掲げる額（千円未満切捨て）の合計とする。

- ① 直接工事費に10分の9を乗じて得た額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 市長があらかじめ指定した工事または特別な工事については、前号の算出方法にかかわらず予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において決定する。

2 最低制限価格の算定

上記により算出した最低制限基本価格に、無作為係数（0.99000から1.00000までの数値）を乗じて決定する。

※建設工事の入札において、全者が最低制限価格を下回り、失格となる場合、無作為係数の下限値（0.99000）を適用した場合の金額を最低制限価格として置き換えるものとする。なお、最低制限価格を置き換えた場合でも全者失格となる場合は入札を不調とする。

3 適用日

令和5年4月1日以降に入札公告または入札参加指名通知を行う工事から適用する。